

健疾発1030第4号

平成21年10月30日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

特定疾患治療研究事業における対象疾患追加に伴う当面の取扱いについて

特定疾患治療研究事業については、昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」の別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」及び平成13年3月29日健疾発第22号厚生労働省健康局疾病対策課長通知の別紙「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」により行われているところであるが、「特定疾患治療研究事業について」については、平成21年10月30日健発1030第3号で、「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」については、平成21年10月30日健疾発1030第2号で、改正がなされたところである。

今回の改正については、今回の対象疾患の追加が平成21年度補正予算に係る事項であること、本改正内容の周知及び申請手続の準備等に一定の時間を要すること等を踏まえて、別紙のとおり取扱いを認めることとするので、貴職におかれては、その円滑な施行についてご協力方よろしく願います。

1. 医療給付の対象となる医療の範囲について

今回新たに追加となる疾患については、交付申請書類等を準備するために一定の時間を要すること等を考慮し、10月30日以降、本年12月31日までに申請のあった者について、以下の扱いとする。

(1) 10月1日に認定基準を満たしている者

10月1日において認定基準を満たすことが確認できる者(複数日に渡る検査によって結果的に認定基準を満たすこととなる者を含む。)については、当該者が対象患者として認定された場合には、10月1日以降、申請の対象となっている疾患について受けた医療について本事業の対象とし、医療受給者証の有効期間の始期については、すべて10月1日とすること。

(2) (1) 以外の者

(1) 以外の者(10月1日以前の検査日の検査結果のみでは認定基準を満たしていることが確認できない場合を含む。)については、認定基準を満たすことが確認できる日以降の当該疾患に係る医療について本事業の対象とし、医療受給者証の有効期間の始期を当該認定基準を満たすことが確認できる日とすること。

2. 医療給付の取扱について

1に該当する患者については、10月1日以降医療受給者証発行までの間は、医療機関等の窓口において患者が自己負担分を支払って受療等することとなるが、当該自己負担分については、医療保険等で給付された額及び患者一部負担額を控除した残りの額につき、当該医療機関等の証明等を付して、対象患者又はその保護者が直接、都道府県知事あてに請求を行い、これに基づいて必要な医療費の支払を行うことにより対応すること。